

失効届出
(自衛隊法第65条の11第 1 項関連)

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所

氏 名

電 話 番 号

令和 年 月 日 付けの自衛隊法（昭和 29 年 法 律 第 165 号）第 65 条 の 11
第 1 項 の 規 定 に よ る 届 出 に 係 る 約束の効力が失われました
地位に就くことが見込まれないこととなりました
ので、届け出ます。

(記載上の注意)

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第65条の11第 4 項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同規則第65条の13第 2 項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。